

次期各務原市都市計画マスタープラン(案)に 対するご意見と市の考え

各務原市では、現行の各務原市都市計画マスタープランが令和7年度に目標年次をむかえることから、令和8年度～令和17年度における本市の都市づくりの将来像、方針、施策などを示す「各務原市都市計画マスタープラン(案)」へのパブリックコメントを実施しました。

その結果、2名の方からご意見をいただきました。いただいたご意見と市の考え方は次のとおりです。提出されたご意見は、趣旨を損なわない程度に要約し、可能な限り内容ごとに整理・分類した上での市の考え方を示しています(順不同)。

なお、今回のパブリックコメントは、「次期各務原市都市計画マスタープラン(案)」の内容に対するものですので、「対象箇所」が示されていない、募集の趣旨と直接関係のないご意見につきましては、貴重なご意見として参考にさせていただきます。

実施期間		令和8年1月28日(水)～令和8年2月16日(月)
意見の提出状況	提出者数	2名
	提出意見数	2件

各務原市 都市建設部 都市計画課

ご意見1

対象箇所 第3章 地区別構想 蘇原地区 (1)土地利用 (ii)主要エリアを除く土地利用方針 市街化調整区域の土地利用に関する方針

ご意見

「市街化調整区域の土地利用に関する方針」では、農地や樹林地の保全、集落環境の維持を基本としつつ、集落地に居住する市民の生活に必要な商店や診療所、介護福祉施設については、周辺環境に配慮しながら適切な立地を図ることで、既存コミュニティを維持するという考え方が示されています。

この方針は、現在の市街化調整区域の実情を踏まえた、非常に重要な視点であると感じています。一方で、本計画(案)全体を通じて示されているように、本市では人口減少および少子高齢化が進行しており、特に市街化調整区域における人口減少は顕著となっています。

今後、地域コミュニティを「維持」してだけでなく、将来にわたって「持続」させていくためには、現在の方針を基本としつつも、人口の定着や流入を見据えた、より柔軟な土地利用の考え方が必要ではないかと考えます。

とりわけ、蘇原地区西部の商業集積地帯近郊については、すでに商業施設や幹線道路が集積し、生活利便性が高いエリアが形成されていることから、市街化区域と市街化調整区域の境界が生活実態としては必ずしも明確ではない状況も見受けられます。

こうしたエリアにおいては、農地の保全、防災面への配慮を前提としながら、住宅利用も含めた計画的な土地利用の見直しを検討することで、若い世代や子育て世帯の定住を促し、結果として既存コミュニティの維持・活性化にもつながるのではないかと考えます。

商業施設に近接した場所に居住の場を確保することは、車に依存しすぎない生活スタイルの形成や、日常生活の利便性向上にも寄与し、「にぎわいと活力を持続発展する都市」という本計画の理念とも整合するものと考えます。

市街化調整区域における土地利用については、従来の枠組みを基本としつつも、地区の特性や将来の人口動向を踏まえた段階的かつ柔軟な検討を進めていただきたいと思います。

各務原市の考え

本市では、市中心部を東西に貫く鉄道や国道に沿って市街地の整備を進めるなど、これまで合理的に都市構造の骨格を形成してきました。また、ご意見のとおり人口減少および少子高齢化が進行する中、これまで進めてきた合理的な都市構造の形成を継承し、特に市内に16駅が立地する鉄道の利便性を活かし、鉄道駅周辺などを中心に居住及び都市機能の誘導を図っていくことが重要であると考えています。さらに、ご意見いただいた市街化調整区域の地域コミュニティの維持や柔軟な土地利用についても、重要な課題であると認識しています。

そのため、本計画では、市街化調整区域においても幹線道路の沿線等の交通利便性に優れた地区においては、優良農地との調整や周辺の住環境に配慮しつつ、新たな産業用地を計画的に誘導する方針としております。

住居系の土地利用については、鉄道駅周辺や都市基盤がある程度整っている地区については、地区計画や都市計画法に基づく条例区域の指定等により、既存コミュニティの維持や良好な住環境の形成を検討する方針を示しています。

いただいたご意見を参考に、社会情勢の変化に対応し、地区の特性に応じた計画的な都市づくりを図ってまいります。

ご意見2

対象箇所 第3章 地区別構想 2.主要エリアの土地利用方針 ⑫城山エリア

ご意見

鵜沼城(山城)の再現も含め、岐阜県と連携して、目の前にある木曾川に付随して公園にしてください。昔は東濃檜の材木いかだ停留所に利用したと聞いております。また、城山と犬山城と伊木山のハイキングルート(観光ルート)を設けてください。

各務原市の考え

城山の土地は、国が文化財として指定している名勝木曾川の一部を成しています。また、市の東の玄関口に位置し、歴史的、景観的に重要な資源であると考えています。

公園整備の方針については、同時期に策定を予定している緑の基本計画の方針に基づくものとしております。緑の基本計画においては、文化財として指定された名勝木曾川の一部を成している城山を核とした良好な風致の保全と活用を目的とした整備により、このエリアの魅力向上を図る方針が示されています。本計画においても、緑の基本計画と整合を図った方針を記載しており、良好な景観や歴史・文化資源として保全を図りながら、周辺の整備を検討してまいります。

ハイキングルートについては、木曾川沿いに、木曾川遊歩道を既に整備しており、城山周辺から犬山城を周遊することができます。また、伊木山までは歩道がつながっており、これらの拠点で周遊できるようにパンフレットで案内する等、今後も整備したルートを利用していただけよう更なる周知に努めてまいります。